

第1号議案

平成26年度の事業報告

概況

平成26年度の遠洋トロール漁業を取り巻く国内外の環境は、海洋環境・海洋水産資源の変化など従前にも増して厳しいものとなった。一方、年末からの燃油価格の急激な下落及び魚価の高止まりなど明るい材料もあったが、主漁場である天皇海山水域での漁獲量の低迷により、引き続き、漁業経営は非常に厳しい環境で終始した。

こうした厳しい経営環境の下、本会会員による平成26年度の操業実績は、各国の200海里内及び公海水域を含め延べ隻数19隻・総生産金額111億円・総漁獲量62,600トン（合弁事業を含む）であり、前年実績から9,000トン減少した。

さて、本会の活動の中心の一つは、遠洋トロール漁業の存続と再生に不可欠な魅力ある新規漁場の開発である。その一環として、平成26年度の南インド洋水域に設立されたSIOFA（南インド洋漁業委員会）に我が国が正式に加盟できた事は、南インド洋で操業する遠洋トロール漁船に取り、安定した漁場確保に向けて大きな成果であった。

第二の活動の中心は規制緩和への取り組みである。遠洋トロール漁業は、我が国の水産物の生産手段として重要な役割と使命を担っている。本会は、漁船漁業再構築のための委員会などに積極的に参加し、遠洋トロール漁業の存続と再生に必要な制度改正や規制緩和について、関係団体と歩調を合わせ国会議員や関係省庁への働きかけを行った。

第三は、国際条約水域での操業機会の確保と維持に関する活動である。我が国の遠洋トロール漁業の活動の場は、公海水域が主体である。現在、本会会員の操業対象水域はNPFC（天皇海山）・NAFO・CCAMLR・SEAFO・SIOFA水域であり、当該水域での操業の維持確保のため、関係機関の会議等に本会から担当者を派遣し、官民協力して漁場・操業機会の確保に努めた。また、年々環境保護活動が強まる中であって、大水と共にICFA（国際水産団体連合会）やFAOに対し、水産資源の利用確保手段としてトロール漁業など漁船漁業の活動の必要性を訴え理解を求めた。

I. 国際対策事業

平成 26 年度も二国間の政府間協議・民間協議・多国間の国際会議等に代表を派遣し、割当確保・操業規制の緩和・漁業協力の実施に努め、遠洋漁業の経営環境の改善と遠洋トロール漁業、底はえ縄漁業、カニカゴ漁業、底刺し網漁業の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

1. 北方水域関係

(1) 北太平洋漁業委員会 (NPFC)

①本条約は、平成 25 年 6 月 24 日に国会で承認され、7 月 16 日、日本が初めての批准国となった。その後、平成 26 年 1 月 10 日にカナダ、平成 26 年 7 月 8 日にロシア、平成 27 年 1 月 21 日に中国が加盟し、平成 27 年 7 月 19 日に条約が正式に発効する事となった。なお、平成 25 年 9 月の第 5 回北太平洋漁業委員会準備会合で事務局の設置国が日本に決定している（地域漁業管理機関の事務局が日本に設置されるのは初めてである）。当協会にとって、天皇海山を含む、北太平洋海域は、非常に重要な公海漁場であり、水産庁、外務省、国際水産資源研究所等と協力し、行政、外交、政治、科学など多方面に働きかけ、条約への対応、漁場および操業機会の維持存続に努めた。

②天皇海山における平成 26 年（暦年）の操業は、主対象魚種であるクサカリツボダイは 1,310 トン、キンメダイ 3,106 トン、全体で 7,329 トンと、24 年の豊漁から 2 年連続で水揚げ量が低迷した。平成 26 年から日本は自主的措置としてクサカリツボダイの漁獲上限 15,000 トンを設定したが、初年度の水揚げ量は設定数量に遠くおよばなかった。

(2) ベーリング公海条約

平成 26 年 10 月 16 から 30 日まで第 19 回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。平成 5 年から 21 年間に亘ってモラトリアムが実施されてきたが、資源回復を示す情報がなかったため、漁獲可能水準 (AHL) がゼロとされ、平成 26 年もモラトリアムを継続することになった。日本から AHL 決定手続きの見直しを提案し、韓国もそれを支持した。韓国は、可能であれば 2015 年に試験操業を行う意向を表明した。

2. 南方水域関係

(1) NAFO (北西大西洋漁業機関)

平成 26 年 9 月に開催された年次会合では、2015 年漁期の日本の漁獲枠は、カラスガレイ 1,183 トン、アカウオ 550 トンなどとなった。NAFO 水域に操業船を派遣できない状況の下で、今後の日本の漁獲枠を継続的に確保すること及

び日本枠の有効利用を図る目的で、カナダと共同事業を引き続き実施した。

(2) CCAMLR

日本のオキアミ漁船が撤退した同海域では、メロ対象の底はえ縄漁船のみが操業中。平成 26 年 10 月に開催された年次会合では、日本の調査操業・開発漁業提案について厳しい議論が行われたものの、日本が関係する海域の漁獲枠は総計で前年同の 4,373 トンとなった。MPA 設定については、継続協議となった。

(3) ニュージーランド水域

平成 26 年度も 1 隻が操業していたが、NZ 政府は、これまでの日本企業の NZ 水産業に対する貢献を無視し、外国フラッグによる同国 EEZ 内操業を認めない方針を明確にし、我が国政府の政策見直しの働きかけにも拘わらず平成 26 年 7 月 31 日に法案を成立させ、平成 28 年 5 月 1 日から NZ 籍化しない外国船の操業が禁止されることとなった。この結果、NZ 操業会員企業においては早期の転籍を図る判断をとり、当協会を中心に円滑な転籍・操業が可能となるよう NZ 側との間で船員の訓練及び資格証明等に関する国際条約 (STCW 条約) に基づく船員資格認証のための覚書の締結に関して関係機関 (水産庁、国土交通省、外務省) に働きかけた。

(4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

平成 26 年 12 月にナミビア・ウィンドホックで SEAFO 年次会議が開催され、日本漁船の漁獲対象であるメロ 276 トン (前年 230 トン)、マルズワイガニ 400 トン (前年同) の TAC を決定した。韓国の漁獲対象であるクサカリツボダイの TAC は 143 トン (昨年は韓国の自主的上限枠 300 トン)、キンメダイは 200 トンと合意された。今年の会合において TAC を決める手段として Harvest Control Rule (HCR) の導入が議論され、ノールウェーは全てに HCR の適用を主張し、日本は魚種別に検討すべきとの立場を取った。

(5) 南インド洋漁業委員会 (SIOFA) 及び南インド洋深海漁業協会 (SIODFA)

①南インド洋漁業条約 (SIOFA) は平成 24 年 6 月 21 日に発効。平成 25 年 10 月メルボルンで第 1 回年次会合が開催され、日本は平成 26 年 7 月 17 日に加盟し、第 2 回年次会合 (平成 27 年 3 月 17 日から 20 日までモーリシャスで開催) から正式加盟国として参加。第 2 回年次会合では、条約運営上の枠組 (事務局設置、暫定的保存管理措置など) が話し合われた。事務局は EU (フランスのレユニオン島) に合意され、底刺し網については、EU が提起した 1 年間使用しない勧告が採択され、トロール漁業については今後 1 年間最近のレベルから増やさないよう努めることが合意された (日本は 2 隻の実績)。これまで同海域では金井漁業(株)所属船第五十八富丸と八戸機船漁業協同組合所属 (開洋漁業(株)操業) 第五十一開洋丸が当該水域で操業していたが、平成 26 年 12 月に

第五十八富丸が加藤漁業(株)に委譲され、加藤漁業(株)所属船として南インド洋で操業を行うこととなった。今後当海域は、天皇海山等の代替漁場として益々重要性を増してくると考えられる。

②一方、この水域で操業する漁業者が設立した民間団体である南インド洋深海漁業協会(SIODFA)が存在し、現在4隻のトロール船による自主管理措置が実施されている。当協会の会員である金井漁業(株)が第五十八富丸を加藤漁業(株)に委譲したことに伴い加藤漁業(株)がSIODFA会員となった。SIODFAからは日本船の中層トロール漁法の見直しを求められている。

3. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のための取組

遠洋トロール漁業の操業への支障が生じないように、反漁業活動の阻止を行うために関係団体と連携して国際水産連合(ICFA)総会へ参加し、諸外国の漁業団体及びFAOとの協力を行った。

II. その他関係事業

(1) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の会員団体として他業界と共同歩調をとってTPP、EPA、WTO等の諸問題に対応すべく積極的に参加した。

(2) 漁船マルシップ制度

昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑な遂行に尽力した。

(3) エコラベルへの取り組み

昨年に引き続き、大日本水産会を事務局として立ち上げられた「MEL(マリン・エコ・ラベル) ジャパン」について、広報普及委員会等に出席、積極的な関与・協力をおこなった。

(4) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格水準を超えた場合に超過部分について補填する事業が継続されている。本件事業では、補填金の発動要件の緩和が継続され、漁業者の恩恵を受ける金額は増大した。さらに平成25年度途中から、追加の緊急特別対策が行われるようになり、燃油高騰に対して、より有利な比率で支援が受けられるようになった。ただし、平成26年度は途中から原油が急激に安値となり、第3四半期には補填金が発動されない状態となった。

(5) がんばる漁業復興支援事業

当協会会員の八戸・開洋漁業(株)が東日本大震災にともなう津波で失った「第五天州丸」の代船として第五十一開洋丸が竣工し、天皇海山とインド洋を対象に、平成 25 年 8 月より「がんばる漁業復興支援事業」によって操業を開始した。初年度(平成 25 年 8 月 25 日から平成 26 年 8 月 24 日)は、天皇海山の不漁、機器類のトラブル、操業に関する習熟の遅れ、インド洋での新たな漁場情報の収集の難しさなどが影響し、結果として収支は大幅の赤字となった。これを受けて、第 2 年度(平成 26 年 8 月 25 日から平成 27 年 8 月 24 日)については、問題点の改善に努めると共に、漁業者の努力の及ばない著しく低水準の天皇海山のクサカリツボダイ資源状況に対応するため、事業計画を一部変更し、インド洋を主対象として操業することとし、現在インド洋で操業を実施中である。

(6) もうかる漁業推進支援事業

当初予定していた加藤漁業(株)の新船建造を前提とした平成 26 年度もうかる漁業推進支援事業への応募については、加藤漁業(株)が金井漁業(株)から第 58 富丸の委譲を受け、2 隻体制となったことから当面の間、もうかる漁業推進事業への応募は見送ることとした。

(7) 省燃油活動推進事業

平成 25 年度から新たに始まった省燃油活動推進事業は、地方自治体を含めた地域水産業再生委員会を通じた地域に密着した事業であるため、当協会が事業実施主体として活動することが困難なことから、他の事業実施団体に当協会会員の船舶を斡旋した。

(8) IQ 枠管理

従前どおり、当協会会員等の貿易事業の円滑な実施のために適切に IQ 枠を管理し、必要な経費の徴収を通じて協会の健全な運営を図った。

(9) その他

将来の遠洋漁業の活路を開拓するため裸用船による外国籍への円滑な転籍が可能となるよう船籍登録の一時停止制度の導入を求める働きかけを国会議員及び関係機関に対して行うとともに関係省庁・関係団体等の関連情報の当協会会員への提供をメールや書類等で行い、本会会務の円滑な運営を図った。